



開催日時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
(受付開始：午前9時15分)

開催場所 東京都中央区京橋三丁目1番1号
(東京スクエアガーデンビル内)
東京コンベンションホール 5階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議 案

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	補欠監査等委員である取締役1名選任の件

第75期 定時株主総会

招集ご通知

目 次

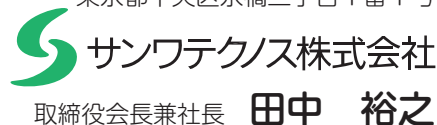
第75期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
事業報告……………	17
連結計算書類……………	33
計算書類……………	35
監査報告……………	37

ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。

株主各位

証券コード 8137
(発送日) 2023年6月9日
(電子提供措置開始日) 2023年6月6日

東京都中央区京橋三丁目1番1号



第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sunwa.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「IR資料室」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト
（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンワテクノス」又は「コード」に当社証券コード「8137」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださるか、同日同時刻までに当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号（東京スクエアガーデンビル内） 東京コンベンションホール 5階 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人 及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成することに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当日は節電等の対応を行う場合がありますので、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所

東京都中央区京橋三丁目1番1号（東京スクエアガーデンビル内）東京コンベンションホール 5階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

書面（郵送）により議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合



インターネット等による議決権行使の場合は、次頁をご確認いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

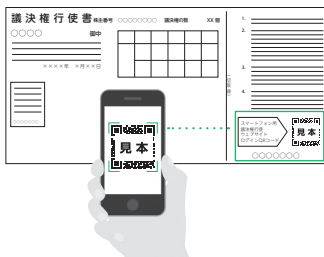
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

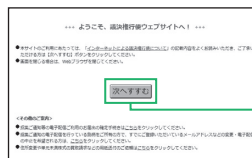
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

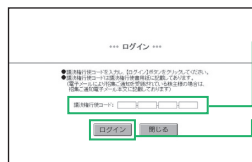
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

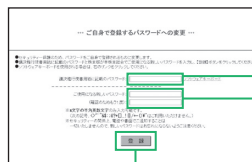
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業活動の現状に即し、当社現行定款第2条（目的）について事業目的を追加するものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条及び第24条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (省略) (新設) <u>7. 不動産賃貸および管理業</u> <u>8. 前各号に附帯する一切の事業</u>	第1章 総則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり) <u>7. 産業廃棄物処理業</u> <u>8. 不動産賃貸および管理業</u> <u>9. 前各号に附帯する一切の事業</u>

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</u> 2. <u>取締役社長</u>に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長</u>に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役会の決議により、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。</u> 2. <u>前項に定めた取締役</u>に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</u> 2. <u>前項に定める議長</u>に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位		取締役会 出席状況
1	た 田	なか 中	ひろ 裕	ゆき 之	代表取締役会長兼社長 社長執行役員 営業本部長	再 任	13／13回
2	まつ 松	お 尾	あき 晶	ひろ 広	代表取締役専務執行役員 営業本部電子部門長 アジア太平洋地域統括部長	再 任	13／13回
3	うえ 上	さか 坂	ひで 秀	あき 昭	取締役常務執行役員 営業本部機電部門長	再 任	13／13回
4	ひら 平	の 野	たか 隆	し 士	取締役上席執行役員 イノベーション本部長 関東支社長	再 任	13／13回
5	えち 越	ご 後	よう 洋	いち 一	取締役執行役員 名古屋支社長 名古屋支社営業管理部長	再 任	9／9回
6	くさ 草	なぎ 薙	いち 一	ろう 郎	社外取締役	再 任 社 外 独 立	12／13回
7	さか 坂	もと 本	あつ 敦	こ 子	社外取締役	再 任 社 外 独 立	8／9回

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

た
田

な
中

ひ
裕

ゆ
之

(1957年3月4日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月	当社 入社	2011年 4月	国際調達部長
2004年 4月	名古屋支店長	2013年 7月	顧客営業部長
2006年 6月	取締役	2014年 6月	専務取締役
2008年 6月	常務取締役		営業本部副本部長
	営業本部長	2016年 6月	取締役専務執行役員
	営業本部電子部門長		営業本部長（現任）
	電子営業部長	2017年 6月	代表取締役社長
	営業開発部長	2020年 6月	社長執行役員（現任）
	営業推進部長	2022年 6月	代表取締役会長兼社長（現任）

重要な兼職の状況： —

所有する当社の株式数：82,564株

取締役会出席状況：13/13回(100%)

取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役会長兼社長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。また、2006年6月から17年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番 号

2

まつ
松

お
尾

あ
晶

ひろ
広

(1961年8月11日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	当社 入社	2020年 6月	取締役上席執行役員
2011年10月	電子営業部長		中国地域統括部長
2015年10月	上海サンワテクノス董事副総経理（出向）		アジア太平洋地域統括部長（現任）
2018年 4月	執行役員		上海サンワテクノス董事長総経理（出向）
	上海サンワテクノス董事総経理（出向）	2021年 6月	営業本部電子部門長（現任）
		2022年 6月	代表取締役専務執行役員（現任）

重要な兼職の状況： —

所有する当社の株式数：18,900株

取締役会出席状況：13/13回(100%)

取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役専務執行役員としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。また、2018年4月からは執行役員として上海サンワテクノス董事総経理の任務を通じて、当社の事業活動に従事し、更に2020年6月からは当社取締役として企業経営に携わり、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

3

う え さ か ひ で あ き
上 坂 秀 昭

(1962年7月2日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	当社 入社	2021年 6月	取締役上席執行役員
2009年 4月	メカトロニクス営業部長		営業本部機電部門長（現任）
2013年 4月	京都支店長	2021年10月	ソリューション営業担当
2018年 4月	執行役員	2022年 6月	取締役常務執行役員（現任）
	関西支社長		
2020年 4月	関西支社営業管理部長		
2020年 6月	上席執行役員		

重要な兼職の状況： —

所有する当社の株式数：13,600株

取締役会出席状況：13/13回(100%)

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役常務執行役員としての任務を通じて、豊富な経験と高度な見識を有しております。また、2018年4月からは執行役員として関西支社長の任務を通じて、当社の事業活動に従事し、更に2021年6月からは当社取締役として企業経営に携わり、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

4

ひ ら の た か し
平 野 隆 士

(1971年2月5日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1994年 4月	当社 入社	2022年 6月	取締役上席執行役員（現任）
2014年 7月	東京西支店長	2023年 4月	イノベーション本部長（現任）
2018年 4月	関東支社長（現任）		
2019年10月	関東支社東京営業部長		
2021年 6月	取締役執行役員		

重要な兼職の状況： —

所有する当社の株式数：9,000株

取締役会出席状況：13/13回(100%)

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役上席執行役員としての任務を通じて、豊富な経験と高度な見識を有しております。また、2018年4月からは関東支社長としての任務を通じて、当社の事業活動に従事し、更に2021年6月からは当社取締役として企業経営に携わり、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

5

えち
越
ご
後
よう
洋
いち
一

(1962年8月3日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	当社 入社	2021年 8月	名古屋支社管理部長 (現 名古屋支社営業管理部長) (現任)
2008年 6月	京都支店長	2022年 6月	取締役 (現任)
2013年 4月	メカトロニクス営業部長		
2016年 6月	大阪支店長		
2018年 4月	福岡支店長		
2020年 6月	執行役員 名古屋支社長 (現任)		

重要な兼職の状況： —

所有する当社の株式数：11,008株

取締役会出席状況：9/9回(100%)

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役執行役員としての任務を通じて、豊富な経験と高度な見識を有しております。また、2020年6月からは執行役員として名古屋支社長の任務を通じて、当社の事業活動に従事し、更に2022年6月からは当社取締役として企業経営に携わり、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

6

くさ
草
なぎ
薙
いち
一
ろう
郎

(1956年5月8日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	弁護士登録 菅原法律事務所入所
1992年 4月	草薙一郎法律事務所設立 (現任)
2021年 6月	当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況：草薙一郎法律事務所 弁護士

所有する当社の株式数：600株

取締役会出席状況：12/13回(92%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

7

坂 本 敦 子 (1962年10月15日生)

再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月 日本航空(株)入社 2022年 6月 当社 社外取締役 (現任)
1991年 4月 B A S F ジャパン(株)入社
1995年 2月 プライム創業 (現 ㈱プライムタイム 代表取締役) (現任)

重要な兼職の状況：㈱プライムタイム 代表取締役

所有する当社の株式数：100株

取締役会出席状況：8/9回(89%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、人材育成の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全役員（執行役員を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する行為の場合には填補の対象としないこととしております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1)社外取締役との責任限定契約について
当社は、草薙 一郎氏及び坂本 敦子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- (2)社外取締役の在任期間について
草薙 一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。坂本 敦子氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- (3)独立役員としての届け出について
当社は、草薙 一郎氏及び坂本 敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。原案どおり再任された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定です。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	出席状況
1	はな やま かず や 花 山 一 八	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	やま ぐち あきら 山 口 章	—	新任 社外 独立
3	こう り え 康 理 恵	—	新任 社外 独立
再任	再任取締役候補者	新任	新任取締役候補者
社外	社外取締役候補者	独立	証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

は な や ま か ず や
花 山 一 八

(1960年11月8日生)

再 任

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	当社 入社	2016年 6月	常務執行役員 管理本部長
2004年10月	経理部長		営業管理部長
2007年10月	経営企画部長		カイゼン推進室長
2008年 6月	取締役 管理本部副本部長	2018年 6月	取締役（現任）
2009年 4月	管理本部長	2021年 6月	常勤監査等委員（現任）
2014年 6月	業務本部長		

重要な兼職の状況： —

取締役会出席状況：13/13回(100%)

所有する当社の株式数：12,000株

監査等委員会出席状況：12/12回(100%)

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、2008年6月から2016年6月、2018年6月から2023年6月までの通算13年間、当社取締役、監査等委員として豊富な経験と高度な見識を有しております。2016年6月から2021年6月は執行役員として管理本部長の任務を通じて、当社の事業活動に従事し、2021年6月からは常勤監査等委員として経営全般の監視と助言を行い、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

候補者
番 号

2

や ま ぐ ち
山 口

あ き ら
章

(1957年12月25日生)

新 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	佐田建設(株) 入社	2021年 6月	(株)アリカ 代表取締役（現任）
1987年 3月	安田信託銀行(株)（現 みずほ信託銀行(株)）入社	2021年 7月	みずほ信託銀行(株) 不動産本部 顧問（現任）
2011年 4月	興和不動産(株)（現 日鉄興和不動産(株)）執行役員	2022年 6月	当社 社外取締役（補欠監査等委員）（現任）
2016年 6月	新日鉄興和不動産(株)（現 日鉄興和不動産(株)）常務執行役員		

重要な兼職の状況： —

取締役会出席状況： —

所有する当社の株式数：1,000株

監査等委員会出席状況： —

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、不動産業界などをはじめとした様々な業界に関する豊富な知識や知見を有しており、独立した立場で取締役会の監査機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監査体制の充実に期待できることから、新任の監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者
番 号

3

こう
康

り
理

え
恵

(1971年9月12日生)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1994年10月 中央監査法人 入所

1997年 6月 公認会計士登録

2007年 7月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所

2019年 2月 株式会社みのり会計 入社（現任）

2019年 7月 康理恵公認会計士事務所開設（現任）

重要な兼職の状況： —

取締役会出席状況： —

所有する当社の株式数：0株

監査等委員会出席状況： —

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた企業会計に関する高い見識を有しております。当該知見を活かして特に内部統制について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、新任の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全役員（執行役員を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する行為の場合には填補の対象としないこととしております。
3. 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、山口 章氏及び康 理恵氏の選任が承認された場合には、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
- (2) 独立役員としての届け出について
- 山口 章氏及び康 理恵氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

（ご参考）取締役のスキル・マトリックス（本株主総会において各候補者が選任された場合）

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人材にて構成するものとします。

そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

取締役	特に期待する分野							
	企業経営 経営戦略	営業	グローバル	エンジニアリング	経理・財務	法律	人事	I T
田中 裕之（66歳）	●	●	●					
松尾 晶広（61歳）	●	●	●					
上坂 秀昭（60歳）	●	●	●	●				
平野 隆士（52歳）	●	●	●	●				
越後 洋一（60歳）	●	●	●					
草薙 一郎（67歳） 社外 独立	●					●	●	
坂本 敦子（60歳） 社外 独立	●						●	
花山 一八（62歳） 監査等委員	●				●	●	●	●
山口 章（65歳） 監査等委員 社外 独立	●				●			
康 理恵（51歳） 監査等委員 社外 独立	●				●	●		

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見及び経験を表すものではありません。年齢は、本株主総会時のものです。

第4号議案

補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すずき のぶ ゆき
鈴 木 信 幸 (1967年5月1日生)

社 外
独 立

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4 月	財団法人統計研究会主任研究員	2017年 4 月	亜細亜大学都市創造学部教授
1997年 4 月	札幌大学女子短期大学部専任講師	2021年 4 月	亜細亜大学経営学部教授（現任）
2000年 4 月	亜細亜大学短期大学部専任講師		
2007年 4 月	亜細亜大学短期大学部教授		

重要な兼職の状況： —

取締役会出席状況： —

所有する当社の株式数：0株

監査等委員会出席状況： —

補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、経営学、経済統計学、認知科学を主な研究分野とする大学教授として、企業の経営戦略に関する豊富な知識や知見を有しております。独立した立場で取締役会の監査機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監査体制の充実に期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 鈴木 信幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 信幸氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木 信幸氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. 鈴木 信幸氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社が定める独立性判断基準を満たしております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全役員（執行役員を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する行為の場合には填補の対象としないこととしております。
- 鈴木 信幸氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的事業の状況

当連結会計年度における我が国の経済は、コロナ禍からの正常化が進んだことによる個人消費や企業の設備投資の増加が見られましたが、物価高や各国の景気減速の影響により経済成長は鈍化しました。世界経済については、コロナ禍におけるデジタル関連特需が一巡したことや、各国の金融引き締めにより、経済成長が減速しております。中国では上海ロックダウン以降、景気が回復しておりましたが、個人消費の低下や輸出の減少が見られます。アメリカでは、インフレや金融引き締めが景気を下押ししておりますが、個人消費や企業の設備投資は継続して増加しております。

当社グループの関連しております産業用エレクトロニクス・メカトロニクス業界におきましては、5Gの普及・電気自動車（EV）化の推進、再生可能エネルギーへの注目の高まりにより、半導体関連・自動車関連・太陽光関連などの市場で積極的に設備投資が行われました。また、製造業の生産拠点見直し、人手不足対策・省人化を目的とした設備導入も行われました。一部の業界では在庫過多による手配調整の動きが見られますが、需要は高い水準で推移いたしました。

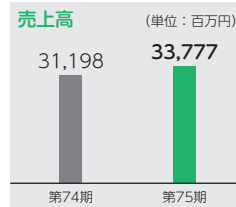
	第74期 (2022年3月期)	第75期 (2023年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	154,414	181,013	26,599	17.2%
経常利益	5,195	7,675	2,479	47.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,577	5,493	1,916	53.6%
受注高	199,931	189,540	△10,391	△5.2%
受注残高	73,081	81,608	8,526	11.7%

② 事業別の状況

電機部門

売上高
337億77百万円
(前期比8.3%増)

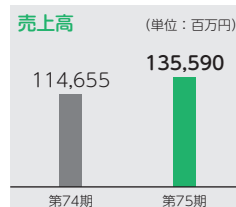
電機部門では、半導体関連業界向けの電機品、太陽光関連業界向けの電機品及び制御機器、産業機械業界向けの制御機器の販売が増加いたしました。この結果、当部門の売上高は337億77百万円（前期比8.3%増）となりました。



電子部門

売上高
1,355億90百万円
(前期比18.3%増)

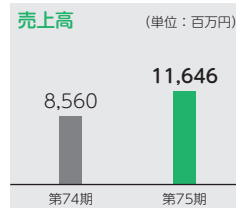
電子部門では、産業機械業界向けの電子部品及び電子機器、自動車関連搭載向け及びアミューズメント関連業界向けの電子部品の販売が増加いたしました。この結果、当部門の売上高は1,355億90百万円（前期比18.3%増）となりました。



機械部門

売上高
116億46百万円
(前期比36.0%増)

機械部門では、自動車関連業界向けの産業用ロボットの販売が増加いたしました。この結果、当部門の売上高は116億46百万円（前期比36.0%増）となりました。



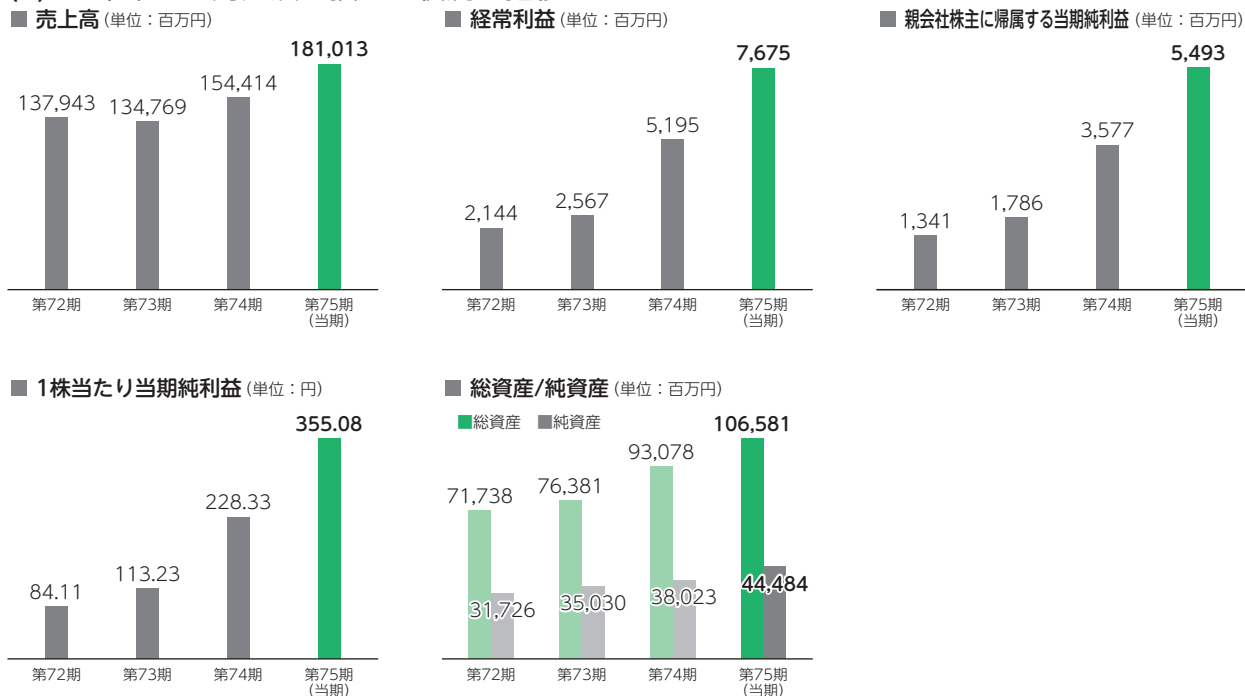
(2) 設備投資の状況

特記すべき設備投資を行っておりません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達を行っておりません。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移



区 分		第72期 2019年度	第73期 2020年度	第74期 2021年度	第75期 (当連結会計年度) 2022年度
受注高	(百万円)	136,235	137,995	199,931	189,540
売上高	(百万円)	137,943	134,769	154,414	181,013
経常利益	(百万円)	2,144	2,567	5,195	7,675
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,341	1,786	3,577	5,493
1株当たり当期純利益	(円)	84.11	113.23	228.33	355.08
総資産	(百万円)	71,738	76,381	93,078	106,581
純資産	(百万円)	31,726	35,030	38,023	44,484

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
サンワトリニティ(株)	20	100.0	空調機器等の販売、施工及びサービス業務 クリーンエネルギー関連設備の施工
サンワロジスティック(株)	10	100.0	商品在庫及び流通管理並びに仕入業務
サンワテクノスシンガポール	13	100.0	電子機器、電気機械、機械器具及び電子部品等国内製品の海外進出企業及び現地企業への販売 海外製品の調達及び組立製作並びに日本国内企業及び現地企業への販売
サンワテクノスホンコン	158	100.0	
サンワテクノスヨーロッパ	128	100.0	
サンワテクノス台湾	34	100.0	
サンワテクノスマレーシア	28	100.0	
サンワテクノスアメリカ	119	100.0	電子機器、電気機械、機械器具及び電子部品等国内製品の海外進出企業及び現地企業への販売 海外製品の調達及び組立製作並びに日本国内企業及び現地企業への販売 メンテナンスサービスの提供
上海サンワテクノス	383	100.0	
サンワテクノスタイランド	420	100.0	
サンワテクノス深圳	45	100.0	電子機器、電気機械、機械器具及び電子部品等国内製品の海外進出企業及び現地企業への販売 海外製品の調達及び組立製作並びに日本国内企業及び現地企業への販売
サンワテクノスインドネシア	169	100.0	
サンワテクノスフィリピン	127	100.0	
サンワテクノスメキシコ	81	100.0	
サンワテクノスベトナム	32	100.0	

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、インフレや金融引き締めの落ち着きと中国のゼロコロナ政策解除による経済活動再開を背景に、景気の回復が続くとみられます。また、電気自動車（EV）化の推進、カーボンニュートラルの実現、人手不足対策を目的とした設備投資が継続することも期待されます。しかしながら、地政学的なリスク、原材料やエネルギー価格の高騰、為替変動、米中の輸出規制強化等の影響は不確実性が高く、景気に関する先行きは不透明な状況が続くと見込まれます。さらに、需給逼迫にも改善がみられることで、在庫過多による手配調整が行われることも想定されます。

このような情勢のもと、当社グループでは、長期経営ビジョン「サンワビジョン2030」を掲げ、実現に向けての第1ステージとして2023年3月期から2025年3月期までの3カ年を対象とする第11次中期経営計画「SNS2024(Sun-Wa New Stage 2024)」の2年目を迎えております。「グローバルサプライチェーンのプロフェッショナルとして“つながり”と“信頼”でものづくりの未来を支える」のもと以下基本方針を策定し、経営目標である2025年3月期に営業利益70億円の達成に向けて取組んでおります。また、新たにサステナビリティ方針を掲げ、「持続可能な社会への貢献」と「持続的な企業価値の向上」の2つのサステナビリティの実現を目指してまいります。

第11次中期経営計画（SNS2024）基本方針

- 1 イノベーションが求められる成長分野への注力
- 2 より高付加価値な製品と新たなソリューションの提供
- 3 サステナビリティ経営による持続可能な社会の実現に貢献

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は下記のとおりです。

事業区分	主要取扱商品
電機部門	ACサーボモータ、リニアモータ他各種モータ、インバータ、マシンコントローラ、マシンビジョンシステム、半導体製造装置用クリーンロボット・真空ロボット、パワーコンディショナ、受変電設備及び工事等
電子部門	電源、コネクタ、半導体、センサ、小型ファン、LED（発光ダイオード）、LCD（液晶ディスプレイ）、タッチパネル、産業用パソコン、CPUボード、メモリモジュール等の各種電子部品及び機器等
機械部門	半導体関連製造設備、産業用ロボット、液晶・パネル搬送用クリーンロボット、基板関連装置、物流搬送装置、風水力機器、空調・厨房設備、環境保護機器及び装置、各種検査装置、医療機器等

(8) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本社・関東支社（東京）、北関東支店（さいたま市）、東京西支店（八王子市）、横浜支店、三河支店（刈谷市）、名古屋支社、京都支店、関西支社・大阪支店、福岡支店、東北営業所（仙台市）、長岡営業所、甲府営業所、長野営業所、沼津営業所、浜松営業所、三重営業所（四日市市）、北陸営業所（富山市）、金沢営業所、滋賀営業所（彦根市）、姫路営業所、広島営業所、四国営業所（新居浜市）、北九州営業所、熊本営業所、大分営業所、長崎営業所

② 子会社の主要な営業所

サンワトリニティ株式会社（東京）
サンワロジスティック株式会社（東京）
サンワテクノスアメリカ
サンワテクノスメキシコ
サンワテクノスヨーロッパ（ドイツ）
上海サンワテクノス
サンワテクノス深圳
サンワテクノスホンコン
サンワテクノス台湾
サンワテクノスベトナム
サンワテクノスフィリピン
サンワテクノスタイランド
サンワテクノスマレーシア
サンワテクノスシンガポール
サンワテクノスインドネシア

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（人）	前期末比増減（人）
1,060	21

（注）従業員数には臨時社員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数（人）	前期末比増減（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
598	10	39.2	13.4

（注）従業員数には臨時社員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,800
株式会社りそな銀行	3,800

2 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

33,380,000株

(2) 発行済株式の総数

16,044,000株（自己株式562,331株を含む）

(3) 株主数

4,116名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,324,900株	8.55%
光通信株式会社	1,179,500	7.61
株式会社安川電機	797,280	5.14
第一生命保険株式会社	729,960	4.71
株式会社UH Partners 2	659,700	4.26
株式会社オリジン	498,000	3.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	459,200	2.96
オークマ株式会社	435,600	2.81
山田益二郎	397,400	2.56
株式会社りそな銀行	395,160	2.55
株式会社三菱UFJ銀行	395,160	2.55

（注）当社は自己株式（562,331株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、「持株比率」は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	30,300株	5名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4.（2）ハ. 非金銭報酬等の内容」に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 社長執行役員	田 中 裕 之	営業本部長
代表取締役 専務執行役員	松 尾 晶 広	営業本部 電子部門長 アジア太平洋地域統括部長 サンワテクノスシンガポール 取締役社長 サンワテクノスマレーシア 取締役社長 サンワテクノスインドネシア 取締役社長 サンワテクノスフィリピン 取締役社長
取締役 常務執行役員	上 坂 秀 昭	営業本部 機電部門長 ソリューション営業担当
取締役 上席執行役員	平 野 隆 士	関東支社長 エンジニアリング事業担当
取締役 執行役員	越 後 洋 一	名古屋支社長 名古屋支社営業管理部長
取締役	草 薙 一 郎	草薙一郎法律事務所 弁護士
取締役	坂 本 敦 子	株式会社プライムタイム 代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	花 山 一 八	
取締役 (監査等委員)	中 村 康 男	
取締役 (監査等委員)	上 野 啓	

(注) 1. 取締役 草薙 一郎氏、坂本 敦子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 中村 康男氏、上野 啓氏は、社外取締役であります。

3. 取締役 草薙 一郎氏、坂本 敦子氏及び取締役（監査等委員） 中村 康男氏、上野 啓氏につきましては、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
4. 取締役（常勤監査等委員） 花山 一八氏、取締役（監査等委員） 中村 康男氏及び取締役（監査等委員） 上野 啓氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・取締役（常勤監査等委員） 花山 一八氏は、長年当社の経理・財務部門の業務を経験しております。
 - ・取締役（監査等委員） 中村 康男氏は、金融機関における取締役の経験を有しております。
 - ・取締役（監査等委員） 上野 啓氏は、上場企業他社での取締役の経験を有しております。
5. 当社は、情報収集の充実を図り、内部統制部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、花山 一八氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全役員（執行役員を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する行為の場合には填補の対象としないこととしております。
7. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2023年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
上席執行役員	高 松 賢 治	業務本部長 名古屋サービスセンター長 サンワロジスティック株式会社 代表取締役社長
執行役員	宮 崎 一 彦	経営戦略室長
執行役員	玉 木 克 也	管理本部長 サステナビリティ推進部長
執行役員	西 田 勝 幸	中国地域統括部長 上海サンワテクノス董事長総経理
執行役員	的 場 孝 成	ライフ・ファシリティ推進部長 総務部長
執行役員	遊 佐 浩 司	車載営業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	276 (16)	161 (16)	78 (－)	36 (－)	10 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (13)	31 (13)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	308 (29)	193 (29)	78 (－)	36 (－)	13 (5)

（注）上表には、2022年6月24日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益であり、当事業年度の指標として2021年度の経常利益3,944百万円、2022年度の経常利益6,307百万円を用いております。当該指標を選定した理由は、会社の経営活動全般の利益を示す財務数値であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的としております。当社の業績連動報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、当該指標の対前年比増減率、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して役員報酬規程に基づき算定しております。

ハ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式報酬であり、その内容及び交付状況は、「ホ. d. 譲渡制限付株式報酬に関する方針」及び「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

二. 取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第73期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）の固定枠と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第73期定時株主総会において、株式報酬の額として年額150百万円以内、交付する普通株式の上限として年12万株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は、5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第73期定時株主総会において年額100百万円以内の固定枠と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月額固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定しており、その詳細については役員報酬規程に定めることとする。

c. 業績連動報酬（役員賞与）に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とする。具体的には会社の経営活動全般の利益を示す財務数値である経常利益を当該指標とし、当該指標の対前年比増減率、目標値に対する達成度合い、経済情勢等を総合的に勘案して算出した額を賞与として毎年一定の時期に支給する。（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）

なお、基本報酬及び業績連動報酬の額は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内とする。

d. 譲渡制限付株式報酬に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、上記の限度枠とは別枠で譲渡制限付株式を一定の時期に報酬として付与する。
(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)

譲渡制限付株式報酬の付与株式数については、取締役の役位、職責に応じて、経営に関する部分と執行業務に関する部分についてそれぞれの基本となる株式数を設定し、当社株式の株価成長率、執行内容の実績や達成度合いを勘案し実際に付与する株式数を決定する。

e. 取締役の個人別の額に対する報酬等の種類ごとの割合に関する方針

取締役の報酬等の種類ごとの割合は、他社水準や業績の状況などを勘案し決定する。

f. 取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する事項

個人別の取締役の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長が原案を作成し報酬委員会に諮問し答申を得た上で決定する。なお、譲渡制限付株式報酬の付与の決定については取締役会の決議を要する。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、代表取締役会長兼社長 田中 裕之氏に対し、個人別の取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで決定することとしており、手続きの客観性と透明性を確保しております。当該報酬の内容は、これらの手続きに則り決定方針に基づき決定されたものであるため、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 草薙 一郎氏は、草薙一郎法律事務所の弁護士であります。当社は同事務所との取引関係その他の利害関係はありません。
- ・取締役 坂本 敦子氏は、株式会社プライムタイムの代表取締役であります。当社は当事業年度において同社と社員研修に関する取引がありますが、取引額は50万円未満と僅少であります。

② 社外役員の主な活動状況

区分・氏名	取締役会への出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 草 薙 一 郎	(取締役会) 12回／13回	当事業年度開催の取締役会等に出席し、豊富な経験・知見から発言を行っております。 特に、当社グループ経営及びコーポレート・ガバナンスについて、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 坂 本 敦 子	(取締役会) 8回／9回	当事業年度開催の取締役会等に出席し、豊富な経験・知見から発言を行っております。 専門的な視点による的確な助言により、取締役会においては取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 中 村 康 男	(取締役会) 13回／13回 (監査等委員会) 12回／12回	当事業年度開催の取締役会等に出席し、豊富な経験・知見から発言を行っております。 専門的な視点による的確な助言により、取締役会においては取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会においては当社の経営全般に対する監督機能を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 上 野 啓	(取締役会) 13回／13回 (監査等委員会) 12回／12回	当事業年度開催の取締役会等に出席し、豊富な経験・知見から発言を行っております。 専門的な視点による的確な助言により、取締役会においては取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会においては当社の経営全般に対する監督機能を確保するための適切な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 井上監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額 29百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における監査の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の見積りの妥当性などを検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査等委員会が会計監査人についてその職務を適切に遂行できないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しております。持続的な成長と企業価値の向上のための積極的な事業展開や様々なリスクに備えるための財務健全性とのバランスを考慮したうえで、安定配当を維持しながら中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

業績連動利益配分の指標として連結配当性向25～35%を目標として実施してまいります。

自己株式の取得につきましても、株主還元や資本効率向上のため、時期及び財政状況に応じて実施することといたします。内部留保につきましては、中長期的な視点に立ち、事業環境の急激な変動に対応出来る企業体質の確立と、中長期的な成長に向けた重点分野への投資を中心に経営基盤強化のために有効活用し、将来の業績向上を通じて利益還元を行ってまいります。

当期の利益配当金につきましては、2023年5月8日開催の取締役会決議により、期末配当を1株当たり70円とし、中間配当（1株当たり20円）と合わせ、年間配当90円とさせていただきます。

(2) 決議された期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円 総額 1,083,716,830円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月12日といたします。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	94,263
現金及び預金	14,145
受取手形、売掛金及び契約資産	48,455
電子記録債権	10,467
商品	17,488
仕掛品	3
その他流動資産	3,871
貸倒引当金	△167
固定資産	12,318
有形固定資産	2,272
建物及び構築物	402
土地	1,356
リース資産	320
その他有形固定資産	193
無形固定資産	221
その他無形固定資産	221
投資その他の資産	9,824
投資有価証券	8,324
その他投資	1,610
貸倒引当金	△110
資産合計	106,581

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	59,870
支払手形及び買掛金	25,988
電子記録債務	19,347
短期借入金	9,557
リース債務	122
未払法人税等	1,378
未払費用	2,234
その他流動負債	1,240
固定負債	2,227
リース債務	228
繰延税金負債	1,046
役員退職慰労引当金	124
退職給付に係る負債	775
長期未払金	52
負債合計	62,097
(純資産の部)	
株主資本	38,202
資本金	3,727
資本剰余金	3,544
利益剰余金	31,742
自己株式	△812
その他の包括利益累計額	6,282
その他有価証券評価差額金	4,319
為替換算調整勘定	1,962
純資産合計	44,484
負債及び純資産合計	106,581

(単位：百万円)

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		181,013
売上原価		157,974
売上総利益		23,039
販売費及び一般管理費		15,408
営業利益		7,630
営業外収益		
受取利息及び配当金	167	
仕入割引	86	
家賃収入	140	
その他営業外収益	209	604
営業外費用		
支払利息	137	
売掛債権譲渡損	43	
為替差損	351	
その他営業外費用	27	560
経常利益		7,675
特別利益		
投資有価証券売却益	12	
関係会社株式売却益	21	34
税金等調整前当期純利益		7,709
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	△74	2,215
当期純利益		5,493
親会社株主に帰属する当期純利益		5,493

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	69,826
現金及び預金	8,154
受取手形	1,209
電子記録債権	10,462
売掛金	36,323
商品	10,218
その他流動資産	3,605
貸倒引当金	△149
固定資産	13,018
有形固定資産	2,063
建物	395
構築物	0
工具器具備品	132
土地	1,316
リース資産	219
無形固定資産	133
ソフトウェア	118
その他無形固定資産	14
投資その他の資産	10,821
投資有価証券	8,106
関係会社株式	1,018
関係会社出資金	462
敷金・保証金	638
破産更生債権等	38
長期前払費用	492
その他投資	126
貸倒引当金	△61
資産合計	82,844

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	48,098
支払手形	454
電子記録債務	19,347
買掛金	17,053
短期借入金	7,601
リース債務	67
未払費用	1,877
未払法人税等	1,167
その他流動負債	530
固定負債	2,096
リース債務	178
繰延税金負債	1,100
退職給付引当金	765
長期未払金	52
負債合計	50,195
(純資産の部)	
株主資本	28,462
資本金	3,727
資本剰余金	3,544
資本準備金	3,129
その他資本剰余金	414
利益剰余金	22,003
利益準備金	197
その他利益剰余金	21,805
別途積立金	16,253
繰越利益剰余金	5,552
自己株式	△812
評価・換算差額等	4,186
その他有価証券評価差額金	4,186
純資産合計	32,649
負債及び純資産合計	82,844

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		133,712
売上原価		117,609
売上総利益		16,103
販売費及び一般管理費		10,751
営業利益		5,351
営業外収益		
受取利息及び配当金	651	
仕入割引	84	
為替差益	155	
家賃収入	136	
その他営業外収益	110	1,138
営業外費用		
支払利息	59	
売掛債権譲渡損	105	
その他営業外費用	17	182
経常利益		6,307
特別利益		
投資有価証券売却益	12	
関係会社株式売却益	21	34
税引前当期純利益		6,341
法人税、住民税及び事業税	1,757	
法人税等調整額	6	1,763
当期純利益		4,577

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係わる会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

サンワテクノス株式会社

取締役会 御中

井上監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士 萱 嶋 秀 雄
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 平 松 正 己
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 吉 松 博 幸
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンワテクノス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンワテクノス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年5月8日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

サンワテクノス株式会社
取締役会 御中

井上監査法人	
東京都千代田区	
指 定 社 員	公認会計士 萱 嶋 秀 雄
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 平 松 正 己
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 吉 松 博 幸
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンワテクノス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年5月8日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月1日

サンワテクノス株式会社 監査等委員会

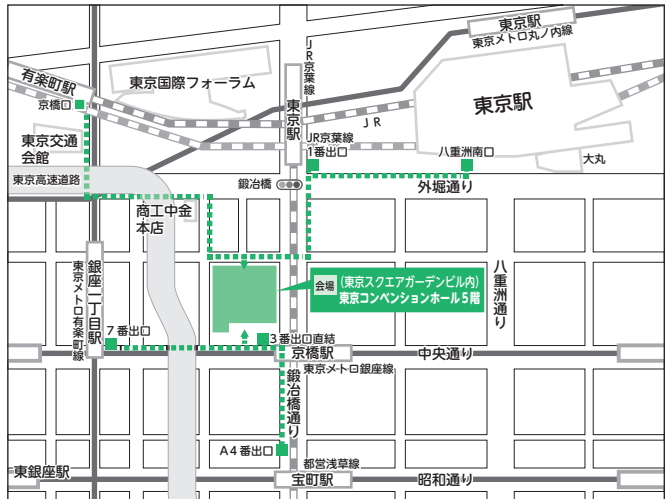
常勤監査等委員 花 山 一 八 ㊞
監査等委員 中 村 康 男 ㊞
監査等委員 上 野 啓 ㊞

(注) 監査等委員中村 康男及び上野 啓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

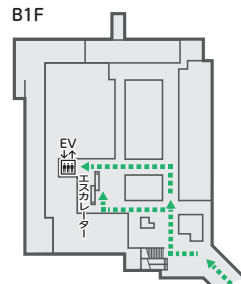
以 上

株主総会会場ご案内図

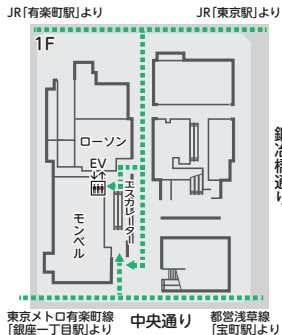
会場 東京都中央区京橋三丁目1番1号
(東京スクエアガーデンビル内) 東京コンベンションホール 5階
03-5542-1995 (代表)



■入口詳細図



東京メトロ銀座線「京橋駅」3番出口直結



JR「有楽町駅」より JR「東京駅」より
東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」より 中央通り 都営浅草線「宝町駅」より

最寄り駅

東京メトロ	銀座線	京橋駅	3番出口直結
	有楽町線	銀座一丁目駅	7番出口より徒歩2分
J R	東京駅		八重洲南口より徒歩6分
	有楽町駅		京葉線1番出口より徒歩4分
都営地下鉄	浅草線		京橋口より徒歩6分
	宝町駅		A4番出口より徒歩2分

ご来場の株主様へのお土産の配布は
ございません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。